

### 各種無料相談

予約が必要な相談があります。詳しくは、各問合せ先に問い合わせてください。

相談の種類	とき・ところ	予約	予約・問合せ	備考
特設人権相談所	○10月1日㊤=午後1時～4時・三和コミュニティプラザ ○10月7日㊤=午前9時30分～午後0時30分・市民プラザ	-	新潟地方務局上越支局 (☎025-525-4163)	家庭内の問題、近隣間のもめごとや名誉毀損、いじめなどの人権問題の相談
司法書士による法律相談	10月1日㊤～7日㊤ (各事務所営業時間内)・県内各司法書士事務所	○	○予約=各事務所 ○問合せ=新潟県司法書士会 (☎025-244-5121)	登記、訴訟、相続、成年後見、多重債務、悪徳商法などの相談
新潟県高齢者総合相談センターの相談窓口	○一般相談=月～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く) ○法律相談=10月1日㊤、9日㊤、の午後1時30分～4時 ※相談会場は、いずれも新潟県高齢者総合相談センター(新潟市中央区上所2、ユニゾンプラザ内)	○ (法律相談のみ)	新潟県高齢者総合相談センター (☎025-285-4165)	相談は電話、面談のどちらでも可
税務相談会	10月3日㊤、17日㊤の午前10時～正午・関東信越税理士会高田支部(本町5)	○	関東信越税理士会高田支部 (☎025-523-6557)	相続、贈与など税に関する相談
労務・年金無料相談会	10月4日㊤午後1時～7時・市民プラザ	-	新潟県社会保険労務士会上越支部事務局の市村さん (☎0255-72-3545)	職場の悩みや年金に関する相談
弁護士による法律相談	10月4日㊤午前10時～正午・安塚商工会	○	安塚商工会 (☎025-592-2265)	商工業者などが対象(1件30分程度)
不動産の無料相談会	10月5日㊤午後1時～4時・市民プラザ	-	新潟県不動産鑑定士協会 (☎025-225-2873)	不動産の価格、賃料などの相談
弁護士によるB型肝炎特措法電話相談会と無料相談会	○電話相談会(無料)=10月6日㊤、13日㊤の午前10時～午後3時 ※通話料は自己負担。 ○相談会=11月10日㊤午後1時30分～4時・新井総合コミュニティセンター(妙高市上町)	○ (相談会のみ)	全国B型肝炎訴訟新潟事務所 (☎025-223-1130)	相談会は当日受付も可能(午後3時まで)
行政書士による相談会	いずれも時間は午前10時～午後4時です。 ○新井会場=10月7日㊤・新井ふれあい会館(妙高市上町) ○上越会場=10月14日㊤・市民プラザ	-	新潟県行政書士会上越支部 (☎025-543-1989)	各種許認可、営業許可、建設業および産廃、自動車、外国人の在留に関する相談
就労相談	10月10日㊤午後1時30分～4時30分・高田公園オーレンプラザ	○	産業振興課 (☎025-526-5111、内線1266)	キャリアコンサルタントによる職業選択などの相談・助言
上越地域若者サポートステーション出張相談会	10月11日㊤午後2時～4時・ハローワーク上越	○	上越地域若者サポートステーション (☎025-524-3185)	15歳から39歳までの就労に悩む人、またはその保護者が対象

**行政相談**  
国の行政機関や特殊法人などの業務に対する苦情や相談を受け付けます。予約は不要です。詳しくは、新潟行政評価事務所(☎025-252-282・1115)、市民相談センター(☎025・526・5111、内線1647)または各総合事務所へ。



**巡回移動相談**  
▼とき・ところ…○10月12日㊤ 午後1時～3時・三郷地区公民館 ○10月18日㊤午後1時～3時・八千浦地区公民館(八千浦交流館はまぐみ)  
▼とき・ところ…○第1、第3

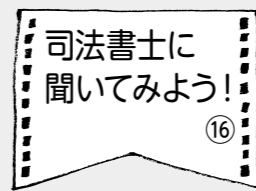
**13区を会場とした相談会**  
※祝日、年末年始は除きます  
相談日時、会場は、各総合事務所からお知らせするほか、ホームページに掲載しています。



### 牧区・浦川原区で巡回オンブズパーソン

オンブズパーソンが、市政のことであなた自身の利害に関する苦情をお聴きします。詳しくはオンブズパーソン事務局(市民プラザ2階、☎025-527-3333)へ

- 牧区  
▶とき…9月27日㊤午後0時30分～3時30分  
▶ところ…牧区総合事務所
- 浦川原区  
▶とき…10月4日㊤午後0時30分～3時30分  
▶ところ…浦川原コミュニティプラザ



Q 外国籍の父が、先日亡くなりました。父は、市内に不動産を所有していました。相続について、通常と同じように考えてよいのでしょうか？

A 不動産名義を相続により移転する場合、日本の不動産登記法が適用されますが、相続そのものについては、どの国の法律が適用されるかは別問題です。「法の適用に関する通則法」によると、相続は亡くなった人の本国法(国籍のある国の法律)によります。その本国法に、自分の国の法律を適用するとあれば、その法律を適用し、日本法によるとあれば、原則日本法によることになります。例えば、亡くなった人が韓国籍の場合には、本国法によるので、原則日本の民法が適用されません。相続人の範囲なども日本とは少々異なっています。なお、遺言で日本法の適用を指定した場合には日本法が適用されることもあります。以上のように相続に関して適用される法律は、亡くなった人の国籍により異なるため手続きも難しくなりがちです。

(新潟県司法書士会上越支部)

※このQ&Aは市(市民相談センター、☎025-526-5111)と司法書士会上越支部が協働して、日常生活に係る法的な情報をお届けするものです。

